*対応方法欄の対応例を削除又は編集し、具体的な措置について記入してください。*

【液石則】技術基準適合表（第一種製造者　移動式製造設備）

＜高圧ガス保安法　法律第８条第１号関係＞

**製造施設の位置、構造及び設備に係る事項**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | | 内容 | 対応方法  （必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ９ | １ | １ | 製造施設の場所 | * 製造施設は、引火性又は発火性の物をたい積した場所の付近にないこと | 添付資料  No. |
|  |  | ２ | 警戒標  【参照】例示基準１ | * 充塡作業中、外部から見やすいように警戒標を掲げること | 添付資料  No. |
|  |  | ３ | 第６条の準用 | * **液石則第６条第１項第17号から第19号**までの基準に適合すること**［別表１］** |  |
|  |  | ４ | 消火設備  【参照】例示基準26 | ・消火設備を適切な箇所に設置すること | 添付書類  No. |
|  |  | ５ | 容器置場（第６条の準用） | * **液石則第６条第１項第35号**の基準に適合すること**［別表１］** |  |

**［別表１］**液石則第６条第１項の準用

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | | 内容 | 対応方法  （必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ６ | １ | 17 | 耐圧試験  【参照】製造細目告示4条  例示基準15 | * 耐圧試験の試験方法を示すこと * 完成検査までに耐圧試験の結果等を示すこと * 認定品等（大臣認定者試験品、KHK検査品、特定設備検査品等）の場合は、完成検査までに認定証等を示すこと   ※機器一覧表等に、認定等の有無を記載する | 添付資料  No. |
|  |  | 18 | 気密試験  【参照】製造細目告示５条  例示基準15 | * 気密試験の範囲及び試験方法を示すこと * 完成検査までに気密試験の結果等を示すこと   ※フローシート等に、試験範囲を図示する | 添付資料  No. |
|  |  | 19 | 高圧ガス設備の強度  【参照】例示基準16 | * 構造図、強度計算書等を添付すること   ※強度計算に使用した箇所（最小肉厚部）を図示する   * 認定品等の場合は、完成検査までに認定証等を示すこと * 例示基準又は特定則の規定に基づく強度計算ができない構造を有する高圧ガス設備の場合、強度の確認方法を示すこと | 添付資料  No. |
| 容器及び容器置場 | | | | | |  |  | 容器及び容器置場 |
|  |  | 35  イ | 容器置場の明示及び警戒標  【参照】例示基準１ | * 外部から見やすい位置に警戒標を掲示すること | 添付資料  No. |
|  |  | 35  ロ | 容器置場の階数 | * 容器置場は二階建以下とすること | 添付資料  No. |
|  |  | 35  ハ | 置場距離 | 第１種保安物件：　　　　 　 第２種保安物件：  第１種置場距離L　 ＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ  第２種置場距離L　 ＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ  ※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料  No. |
|  |  | 35  ニ | 障壁の設置  【参照】例示基準２ | * ハに規定する置場距離内に保安物件がある場合は、障壁を設置すること   ※障壁の構造図等を示す | 添付資料  No. |
|  |  | 35  へ | 滞留しない構造  【参照】例示基準11 | * 開口部の面積や機械通風装置の能力とその位置を示すこと * 下部換気口の通風可能面積が床面積1㎡当たり300cm2以上であること | 添付資料  No. |
|  |  | 35  ト | 二階建の容器置場の構造  【参照】製造細目告示11条の5 | * 告示で定める構造であること | 添付資料  No. |
|  |  | 35  チ | 消火設備の設置  【参照】例示基準26 | * 容器置場には適切な消火設備を設置すること   ※消火器の能力や本数を明示する  ※設置位置を図示する | 添付資料  No. |

＜高圧ガス保安法　法律第８条第２号関係＞

**製造の方法に係る事項**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | | 内容 | 対応方法  （対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ９ | ２ | １  イ | 車両に固定された容器への充塡 | * 車両に固定された容器（燃料用容器に限る）には、充塡しないこと | 添付資料  No. |
|  |  | １  ロ | 保安物件との距離 | * 一種保安物件から15m以上、第二種保安物件から10m以上の離隔すること * 製造、貯蔵の許可及び届出した設備に充塡する場合、受入者と同一敷地内の物件に対しては、この限りでない | 添付資料  No. |
|  |  | １  ハ | 1000リットルを超える容器又は貯槽への充塡 | **対象：内容積1000Ｌを超える容器又は貯槽へ充塡する場合**   * 充塡を受ける容器又は貯槽に、液面計若しくは過充塡防止装置が設けられていることを確認すること | 添付資料  No. |
|  |  | １  ニ | 1000リットル以下の容器又は貯槽への充塡 | **対象：内容積1000Ｌ以下の容器又は貯槽へ充塡する場合**   * 充塡を受ける容器又は貯槽に、液面計及び過充塡防止装置が設けられていることを確認すること | 添付資料  No. |
|  |  | １  ホ | 過充塡防止 | **対象： 貯槽に充塡する場合**   * 貯槽の常用の温度において、内容積の90％を超えて充塡しないこと | 添付資料  No. |
|  |  | １  ヘ | 原動機の火花の防止  【参照】例示基準42 | * 移動式製造設備の原動機からの火花の放出を防止する措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | １  ト | カップリング等  【参照】例示基準43 | **対象：ガスを貯槽若しくは容器に送り出し、又は貯槽若しくは容器から受け入れる場合**   * 製造設備の配管と貯槽又は容器の配管との接続部分において漏えいするおそれがないことを確認すること * 危害が生ずるおそれがないように少量ずつ放出した後に配管を取り外すこと | 添付資料  No. |
|  |  | １  チ | 静電気の除去  【参照】例示基準25 | * 充塡するときは、製造設備から生ずる静電気を除去するための措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | １  リ | 車両容器の車両の固定 | **対象：車両に固定された容器（内容積4000L以上）**   * 車両に固定した容器に液化石油ガスを送り出し、又は当該容器からガスを受け入れるときは、車止め等により車両を固定すること | 添付資料  No. |
|  |  | １  ヌ | 容器の充塡期限管理 | **対象：一般複合容器へ充塡する場合**   * 容器の刻印等に示された年月から15年を経過したものには、充塡しないこと | 添付資料  No. |
|  |  | ２ | 容器置場（第６条の準用） | * **液石則第６条第２項第７号（ニを除く）**の基準に適合すること**［別表２］** |  |

**［別表２］**液石則第６条第２項の準用

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | | 内容 | 対応方法  （必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 容器置場の基準 | | | | | |
| ６ | ２ | ７  イ | 容器置場の区分 | * 充塡容器と残ガス容器は区分すること   ※容器置場の平面図等に配置場所を明示する | 添付資料  No. |
|  |  | ７  ロ | 容器置場に置くことができるもの | * 計量器など作業に必要なもの以外置かないこと |  |
|  |  | ７  ハ | 火気等の制限  【参照】例示基準40 | * 容器置場の周囲２ｍ以内においては、火気の使用を禁じ、引火性または発火性の物を置かないこと * 火気等からの距離が２ｍ未満の場合には、火気等から有効に遮る措置を講ずること   ※平面図等に、火気使用制限範囲を明示する | 添付資料  No. |
|  |  | ７  ホ | 転落転倒防止措置  【参照】例示基準41 | **対象：内容積５Ｌ超える充塡容器等**   * 転落、転倒を防止する措置を講じ、粗暴な扱いをしないこと | 添付資料  No. |
|  |  | ７  ヘ | 容器置場の燈火 | * 容器置場に携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと | . |

＜高圧ガス保安法　法律第２３条関係＞

**移動に係る事項（車両に固定した容器により高圧ガスを移動する場合）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | | 内容 | 対応方法  （必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 48 |  | １ | 警戒標  【参照】例示基準１ | * 車両の見えやすい箇所に警戒標を掲示すること | 添付資料  No. |
|  |  | １  の  ２ | 一般複合容器の期限 | * 一般複合容器であって容器の刻印等に示された年月から15年を経過したものを、液化石油ガスの移動に使用しないこと |  |
|  |  | ２ | 充塡容器等の温度  【参照】例示基準45 | * 常に40度以下に保つこと * 温度計、又は圧力計及び温度－圧力換算表を設けること | 添付資料  No. |
|  |  | ３ | 充塡容器等の防波板  【参照】例示基準46 | * 液化石油ガスの充塡容器等にあっては、液面動揺を防止するための防波板を設けること | 添付資料  No. |
|  |  | 4 | 高さ検知棒の設置  【参照】例示基準47 | * 地盤面に対し、容器の高さが車両の高さを超える場合は、高さ検知棒を設けること * 検知棒の先端が、容器の頂部より10㎝以上高くなるように取りつけること   ※車両図面等に示す | 添付資料  No. |
|  |  | 5 | 主要弁と後バンパとの距離 | **対象：後部取出し式容器**   * 容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブと車両の後バンパの後面との水平距離が40㎝以上であること | 添付資料  No. |
|  |  | 6 | 容器と後バンパとの距離 | **対象：後部取出し式容器以外**   * 容器の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が30㎝以上であること | 添付資料  No. |
|  |  | 7 | 附属品操作箱  【参照】例示基準48 | **対象：容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブその他主要な附属品が突出した容器**   * 附属品は、堅固な操作箱の中に収納すること * 右側面以外に設けること * 操作箱と車両の後バンパの後面との水平距離は、20cm以上であること | 添付資料  No. |
|  |  | 8 | 突出した附属品の損傷防止措置  【参照】例示基準49 | * 突出した附属品の損傷を防止するための措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | 9 | 液面計  【参照】例示基準50 | * 損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと | 添付資料  No. |
|  |  | 10 | バルブの開閉  【参照】例示基準51 | * バルブ又はコックには、開閉の方向または開閉状態が容易に識別できるようにすること | 添付資料  No. |
|  |  | 11 | 移動開始時及び終了時の点検等  【参照】例示基準52 | * 日常点検を実施し点検表に記録すること |  |
|  |  | 12 | 消火設備及び資材等  【参照】例示基準53 | * 消火設備及び災害防止のために必要な資材及び工具等を携行すること   ※積載する消火器等の能力や本数を明示する  ※携行する資材、工具類のリストを明示する | 添付資料  No. |
|  |  | 13 | 駐車 | **対象：駐車(液化石油ガスを受け入れ及び送り出すときを除く)する場合**   * 駐車する場合には、人口密集地を避けること * 移動監視者又は運転者は、やむを得ない場合を除き、車両を離れないこと |  |
|  |  | 14 | 移動監視者 | **対象：質量3000kg以上を移動する場合**   * 移動監視者をたてること |  |
|  |  | 15 | 免状の携帯 | **対象：移動監視者が必要となる場合**   * 移動監視者は、その資格を示す書類を携帯すること |  |
|  |  | 16  イ  ～  ハ | 事故発生時の連絡措置  【参照】例示基準54 | **対象：質量3000kg以上を移動する場合**   * 荷送人連絡先、防災事業所一覧、緊急連絡網、事故時の措置等を連絡のための措置を講ずること   ※完成検査までに用意する |  |
|  |  | 17  イ | 運搬経路 | **対象：質量3000kg以上を移動する場合**   * 繁華街や人ごみを避けた運転経路を計画すること |  |
|  |  | 17  ロ | 運転時間 | **対象：質量3000kg以上を移動する場合**   * 規則で定める条件に該当する場合には、交代運転手をたてること |  |
|  |  | 18 | 移動時の注意書の携帯 | * イエローカード等を携帯すること   ※完成検査までに用意する |  |

**［別表３］**

＜県指導指針＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 指針 | | 内容 | 対応方法 | 備考 |
| 条 | 号 |
| ４ | ４ | 高圧ガス設備と火気との距離 | * 高圧ガス設備の周囲2ｍ内における、火気の使用を禁じる措置を講ずること（警戒標の設置や防火壁、障壁の設置等）   ※火気使用制限範囲を敷地平面図等に明示する | 添付資料  No. |